

■議案第54号 四万十町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する 条例について

【要旨】

山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が平成25年3月30日に公布され、同年4月1日より施行されました。この省令の施行に伴い、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正され、固定資産税の課税免除の要件が変更となったことから四万十町固定資産税の課税免除に関する条例の改正を行うものです。

【改正内容】

1. 課税免除の要件の改正
 - ・適用期限を平成25年3月31日から平成27年3月31日に変更します。
2. 課税免除の申請の手続きの改正
 - ・課税免除の申請書の提出期限を1か月以内から翌年1月31日までに変更します。

【課税免除の内容】

1. 該当要件

過疎地域自立促進法に該当する地域で製造業（日本標準産業分類による製造業）・情報通信技術利用事業（情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業）・旅館業（下宿業を除く）の業種において青色申告事業者で租税特別措置法第12条第1項及び租税特別措置法第45条第1項に該当する設備等を新設又は増設した事業者で、直接事業の用に供する施設、機器等の部分の取得価格の合計が2,700万円を超えるもの。

2. 課税免除の範囲

該当要件に係る家屋、償却資産及び土地（土地については取得後1年以内に該当する家屋を着工した場合に限り、該当する家屋の建っている面積）の固定資産税について操業開始の翌年度から3年間全額免除するもの。

【新旧対照表】

改正後	改正前
○四万十町固定資産税の課税免除に関する条例 (課税免除の要件)	○四万十町固定資産税の課税免除に関する条例 (課税免除の要件)
第2条 略	第2条 略

改正後	改正前
(1) 法第2条第2項の規定による過疎地域の公示の日から<u>平成27年3月31日</u>までに設備を新設し、又は増設し、これを製造の事業、情報通信技術利用事業又は旅館業の用に供した者 (2) 略 (3) 略 第3条 略 第4条 略 (課税免除の申請の手続) 第5条 第3条の規定により課税免除を受けようとする者は、設備を事業の用に供した日から<u>翌年(当該日が1月1日である場合においては、当該日の属する年)の1月31日</u>までに課税免除の申請書を町長に提出しなければならない。	(1) 法第2条第2項の規定による過疎地域の公示の日から<u>平成25年3月31日</u>までに設備を新設し、又は増設し、これを製造の事業、情報通信技術利用事業又は旅館業の用に供した者 (2) 略 (3) 略 第3条 略 第4条 略 (課税免除の申請の手続) 第5条 第3条の規定により課税免除を受けようとする者は、設備を事業の用に供した日から<u>1か月以内</u>に課税免除の申請書を町長に提出しなければならない。